

III契約等

1 契約について

契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

契約方法

提案書で受けた提案金額を1 t あたり（消費税及び地方消費税相当額（10 % 税率変更後は変更後の税率による。）は対価支払いの際に加算する）の単価とする単価契約とする。

払込み

- ア 各月ごとに行うものとし、単価に（様式4）引取報告書により決定した各月の引取重量（小数点第三位を四捨五入した t 数）と消費税及び地方消費税率を乗じた金額（1円未満切り捨て）を、北九州市が発行する納付書（払込書）により納付すること。
- イ 買受人は、市場価格の変動又は売払物件の品質等を理由に引取りを拒否し又は契約単価及び買受金額を減額することはできない。

売払予定量

売払予定量は、次のとおり。

- ア 年間予定量：2,172.01 t

※上記予定量は、売払量を約するものではない。

- イ 参考：資源化センターからの引渡実績

【令和6年度（日明、本城の別に記載、月ごと、上半期）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
日明	89.96t	107.22t	90.51t	122.15t	130.50t	124.98t
本城	68.01t	87.39t	76.27t	90.93t	70.85t	89.03t
計	157.97t	194.61t	166.78t	213.08t	201.35t	214.01t

【令和5年度（日明、本城の別に記載、月ごと、下半期）】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日明	99.93t	98.94t	86.71t	88.22t	94.39t	87.55t
本城	97.45t	89.95t	70.93t	71.36t	73.50t	65.28t
計	197.38t	188.89t	157.64t	159.58t	167.89t	152.83t

契約保証金

買受人は、契約の相手方として選定された旨の通知を受けたときは、直ちに「落札単価×売払予定量+消費税相当額」の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、北九州市契約規則第25条第7項第3号に該当する場合は免除する。

保証金納付の取扱い

北九州市が発行する納付書（払込書）による納付とする。契約締結の際に同納付書に付属する領収書に出納済印が押印されたものの写しの提出により、保証金の払込みを確認する。

提出書類および提出期限

次のアからカまでの書類を指定期日までに北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出すること。

- ア (様式1) 責任者選任届 …令和7年3月21日
- イ (様式2) 運搬車両登録申請書及び自動車検査証の写し …令和7年3月21日
- ウ (様式3) 再製品化工程 …令和7年3月21日
- エ (様式4) 引取報告書 …各月ごとに翌月10日
- オ (様式5) 再製品化実績報告書
…四半期ごとに報告対象となる期間の最終月の翌月末日
- カ (様式6) 残渣・異物処理報告書
…四半期ごとに報告対象となる期間の最終月の翌月末日
※提出書類に代表者印の押印は不要とする。
提出方法は持参、郵送又は電子メールによる提出方法のいずれでもよい。

その他留意事項

本契約の履行に際し、買受人の責任に基づく行為により、北九州市及び北九州市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、買受人が責任を負い損害を賠償するものとする。

IV 留意事項

- (1) 募集要項に修正・変更・追加等があった場合は、応募予定登録者全員に電子メールで配信する。
- (2) 天災地変等により、やむを得ない事情が生じた場合、本市は当公募による売払先の決定を延期又は中止することがある。
- (3) 当公募、当公募に関係する事項について、故意又は過失の別を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせた場合において、本市は一切これを補償しない。
- (4) 募集要項、契約に定めのない事項については、本市と買受人が協議のうえ決定する。ただし、協議が成立しないときは、本市の定めるところによる。
- (5) 当公募に関する訴訟については、本市の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- (6) 応募申込書およびプレゼンテーションにあたっての使用言語は、全て日本語、使用単位は、計量法に規定する計量単位、使用通貨は、日本円とする。また、日時については、日本標準時とする。
 - ア 「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるのは地方自治法第208条に規定する会計年度とする。
 - イ 1か月を単位として記載した期間については、暦に従って計算するものとする。
 - ウ 文章中における法律に関する記載は日本の国内法をいう。
- (7) 募集要項の記載事項に疑義が生じた場合においては、指定期間内に本市に質問すること。なお、この場合において、本市は本市の見解を全応募者に電子メールで通知する。
- (8) 特別に規定するものを除き、全ての法律行為は到達主義を採用する。従って、文書による通知等は届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、法人連合体の場合は、代表法人への到達をもって、法人連合体全員への到達があったものとみなす。なお、電子メールによる通知については、通知する電子情報が届出のあった電子

メールアドレスに配信が完了されたことをもって到達したものとする。

(9) 契約に要する費用は、買受人の負担とする。

